



## 令和4年度違反建築防止週間における 一斉公開建築パトロールを実施

令和4年度違反建築防止週間に伴う、一斉公開建築パトロールを10月17日（月）に実施します。市内で、工事中の建築現場を職員がパトロールを行います。

- 日 時 令和4年10月17日（月） 9：30 ～11：30
- 場 所 桐生市内で工事中の建築現場
- 対 象 桐生市民
- 内 容 別紙資料による



【問い合わせ】  
都市整備部建築指導課建築指導係  
担当 米山・畑  
TEL 0277-46-1111（内線672）

令和4年度  
違反建築防止週間における一斉公開建築パトロールの実施について

1. 違反建築防止週間とは

建築基準法その他関係法令の目的・内容について広く国民の理解と認識を深めて、違反建築の防止を図ると共に、建築基準法が定める建築に係わる諸手続きの徹底を図るための取り組みを実施することによって、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的とし、周知するため違反建築防止週間を定めた。

2. パトロールの実施内容

本パトロールは違反建築防止週間の取り組みとして実施するものである。  
違反建築を防止する他、工事監理状況の確認、中間検査及び完了検査の必要な手続きを行っていない建築物の工事監理者等への指導などを中心に行う。

3. 日時

令和4年10月17日（月）

4. 実施対象

本市全般にわたり、パトロールの重点事項に沿った建築物とする。  
なお、違反の内容として実態規定違反は当然として、工事監理の実施状況等手続き規定についても、可能な範囲で現場において確認、指示する等によりその徹底を促すこととする。

5. 体制

通常、(一社)群馬建築士会桐生支部及び、(一社)群馬建築士事務所協会桐生支部の協力を得て、本市内を職員と各組織から1名ずつ(3人/班、全3班)の体制で実施していたが、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に最大限配慮し、職員のみ(2人/班、全2班)で実施する。

担当：桐生市 都市整備部 建築指導課  
建築指導係 米山・畑  
0277-46-1111（内線 672）